

令和7年度 防火管理に関する講習開催案内

主 催 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
後 援 八戸地域防災協会

1 趣 旨

消防法では、学校、病院、百貨店等一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者は、資格を有する防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならないと定められています。

防火管理者の資格としては、防火管理業務を適切に遂行することができる「管理的、監督的地位」にあることと、防火管理上必要な「知識、技能」を有していることが要件となります。（消防法施行令第3条第1項）

このうち、「知識、技能」については、一般的には今回の「防火管理講習」を受講して修得し、資格を取得することとなります。

※職歴、資格等により、既に「知識、技能」を有していると認められており、講習を受講しなくてもよい場合があります。（8その他（5）を参照）

2 各防火管理講習の受講対象者

甲種新規 甲種防火管理**新規**講習（2日間受講）
もしくは甲種乙種同時防火管理**新規**講習（2日間受講）

◎ 養護老人ホーム等の社会福祉施設など、自力避難が困難な方が利用し、就寝を伴う施設又はそれらを含む建物で、建物全体の収容人員が 10人以上 の関係者（甲種防火対象物という。）
◎ 飲食店、ホテル、病院、物品販売店舗など不特定多数の方が出入りする建物で、建物全体の収容人員が 30人以上 、かつ、延べ面積が 300㎡以上 （甲種防火対象物という。）の関係者
◎ 工場、事務所、共同住宅などの建物で、建物全体の収容人員が 50人以上 、かつ、延べ面積が 500㎡以上 （甲種防火対象物という。）の関係者

乙種 甲種乙種同時防火管理**新規**講習（1日目のみ受講）

◎ 飲食店、ホテル、病院、物品販売店舗など不特定多数の方が出入りする建物で、建物全体の収容人員が 30人以上 、かつ、延べ面積が 300㎡未満 （乙種防火対象物という。）の関係者
◎ 工場、事務所、共同住宅などの建物で、建物全体の収容人員が 50人以上 、かつ、延べ面積が 500㎡未満 （乙種防火対象物という。）の関係者
◎ 甲種防火対象物に入店するテナント等のうち次のいずれかに該当する者 ・養護老人ホーム等で収容人員が10人未満のもの ・飲食店、物品販売店舗など不特定多数の方が出入りするもので収容人員が30人未満のもの ・事務所、倉庫などで収容人員が50人未満のもの

※乙種防火管理者の対象者であっても、甲種防火管理**新規**講習及び甲種乙種同時防火管理**新規**講習（2日間）を受講し、甲種防火管理者の資格を取得することができます。

甲種再講習 甲種防火管理**再**講習（半日間受講）

飲食店、ホテル、病院、物品販売店など不特定多数の方が出入りする建物及びこれらの施設を含む建物等のうち、建物全体の収容人員が**300人以上**、かつ、甲種防火管理者の選任を必要とする建物又はテナントで、防火管理者に選任されている甲種防火管理**新規**講習修了者が受講対象者です。

甲種防火管理**新規**講習又は甲種防火管理**再**講習の修了日から、防火管理者に選任された日までの期間が4年より長い場合は、選任された日から1年以内に、4年以内の場合は、講習修了日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の受講が必要です。また、以後直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。

※ テナントが複数あるなど、管理権原が分かれている建物は、各テナント部分についても管理権原ごとに防火管理者が必要です。小規模テナント等で乙種防火管理者の選任でよい事業所の防火管理者は、甲種防火管理**再**講習の受講義務はありません。

※必要な資格に関する御質問は、消防本部予防課へお問い合わせください。

注意：八戸消防本部管内（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）の事業所又は管内に居住している方を優先しています。他の市町村の事業所の方は、申込み期間が別になり、既に定員に達している場合は受講できないのでご了承ください。

3 開催日程

(1) 開催日及び申込み期間

講習区分	講習日		申込み期間	受講定員
甲種防火管理 新規講習 (2日間受講)	第1回	令和7年 6月17日(火)	令和7年5月19日(月) ～令和7年6月3日(火) ※管外事業所は空きがあれば 6月4日(水)～6月6日(金)	70名
		令和7年 6月18日(水)		
	第2回	令和7年 7月 1日(火)	令和7年5月19日(月) ～令和7年6月17日(火) ※管外事業所は空きがあれば 6月18日(水)～6月20日(金)	70名
		令和7年 7月 2日(水)		
	第3回	令和7年 8月19日(火)	令和7年5月19日(月) ～令和7年8月5日(火) ※管外事業所は空きがあれば 8月6日(水)～8月8日(金)	70名
		令和7年 8月20日(水)		
	第4回	令和7年10月28日(火)	令和7年5月19日(月) ～令和7年10月14日(火) ※管外事業所は空きがあれば 10月15日(水)～10月17日(金)	70名
		令和7年10月29日(水)		
	第5回	※下記、甲種乙種同時防火管理新規講習参照		

講習区分	講習日	申込み期間	受講定員
甲種乙種同時 防火管理新規講習	令和7年11月10日（月）	令和7年5月19日（月） ～令和7年10月28日（火） ※管外事業所は空きがあれば 10月29日（水）～10月31日（金）	70名
	令和7年11月11日（火）		

講習区分	講習日		申込み期間	受講定員
甲種防火管理 <u>再</u> 講習 (半日間受講)	第1回	令和7年 6月20日(金)	令和7年5月19日(月) ～ 令和7年6月3日(火) ※管外事業所は空きがあれば 6月4日(水)～6月6日(金)	70名
	第2回	令和7年 11月 7日(金)	令和7年5月19日(月) ～ 令和7年10月28日(火) ※管外事業所は空きがあれば 10月29日(水)～10月31日(金)	70名

(2) 講習の定員

各講習区分 各回 70名

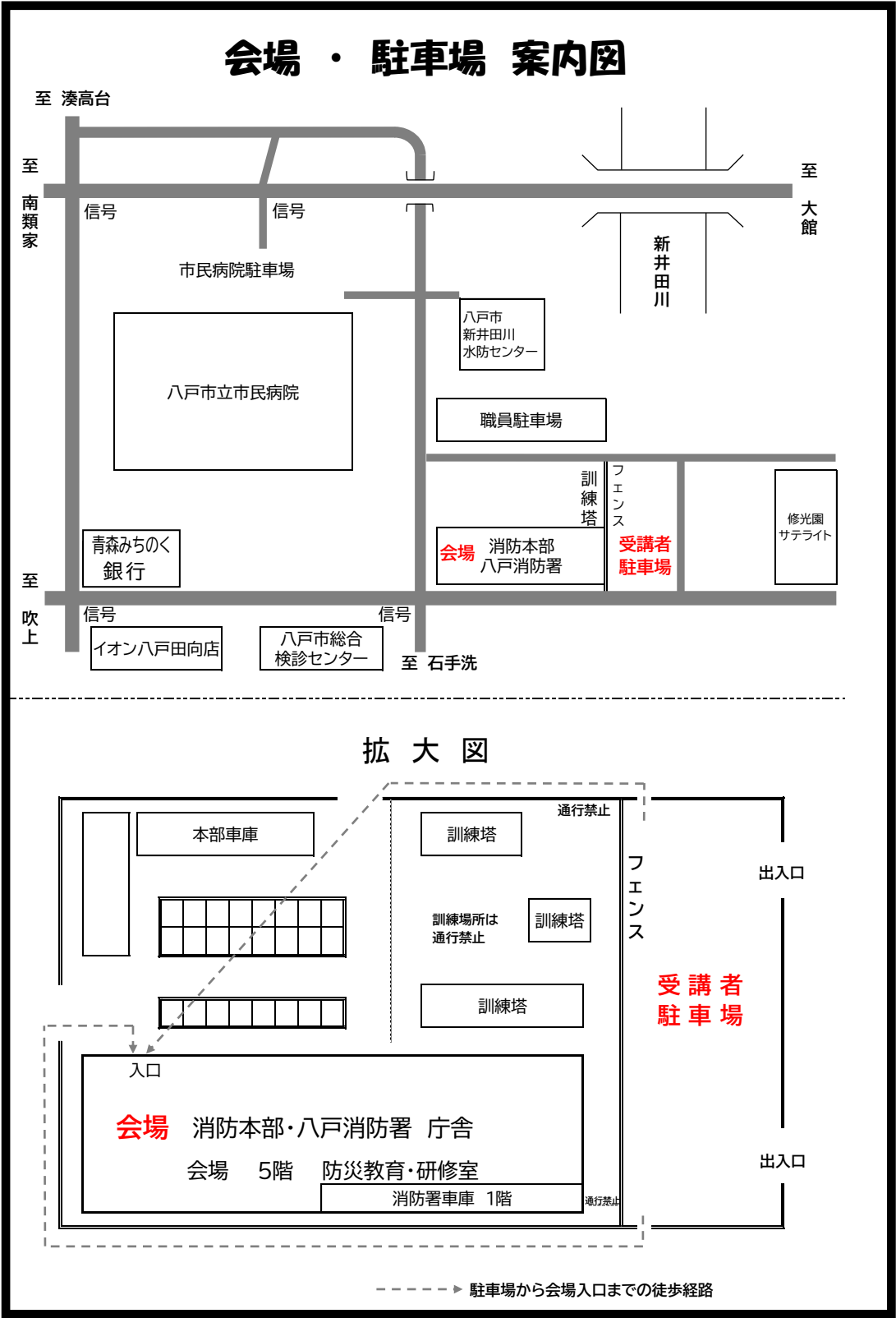
※ 定員になり次第、受付を終了させていただきますので早めにお申込みください。

※ 諸般の事情により変更する場合がございますので、お申込みの際には最新情報をホームページ等で御確認願います。

※ 管内事業所・居住者の方を優先しています。管外事業所の方は申込期間が別になり、既に定員に達している場合は受講できないのでご了承ください。

4 会 場

八戸消防本部 5 階 防災教育・研修室（八戸市田向五丁目 1－1）



5 受講料（テキスト代）

甲種新規講習及び 甲種乙種同時新規講習	4, 100円
甲種再講習	1, 650円

※当日、受付でお支払いください。
※お釣りが出ないよう御協力ください。

6 申込み方法等

(1) 申込み方法

● Googleフォームでの申込み（推奨）

次のURL又は二次元コードの申込みフォームへ必要事項を入力し、申し込みください。

※入力事項が修了証へ反映されますので、誤字脱字に御注意ください。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfUCIbI1bmK42kDZR5B6BVqM0EQEVXEnEqmeV98xRNjBC2tXA/viewform?usp=sharing>



● E-mailでの申込み

各講習受講申請書に必要事項を記入し、yobou@hachinohe119.jpへ送信し申し込みください。

● FAXでの申込み

各講習受講申請書に必要事項を記入し、FAX番号 [0178-44-1196](tel:0178-44-1196) へ送信し申し込みください。

- (2) 甲種防火管理再講習を受講される方は、甲種防火管理新規講習修了証の写しを受講申込書へ添付してください。
- (3) お申込みされた方へは、申込日から概ね5営業日以内にFAX又はE-mailで受講票を送信いたします。
- (4) 各講習受付時に本人確認をしますので、運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真付きで本人確認ができるものを持参してください。
- (5) お申込み内容の不備又は定員に達して受付できない場合は、消防本部予防課から連絡することがあります。

* 申込み先 〒031-0011 八戸市田向五丁目1-1
八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部予防課
受付確認 ⇒ TEL: 0178-44-2133 (平日の日中のみ)

7 講習区分・時間割

甲種防火管理新規講習 ※両日とも受付は9時40分まで

(1日目)

受付	09:00～09:40
オリエンテーション	09:40～09:50
防火管理の意義と制度の概要	09:50～11:50
昼休憩	11:50～13:00
受付(科目免除者※)	12:30～12:50
火気管理	13:00～15:00
施設及び設備の維持管理	15:10～16:40
事務連絡等	16:40～16:50

(2日目)

受付	09:00～09:40
オリエンテーション	09:40～09:50
防火管理に係る訓練及び教育	09:50～11:50
昼休憩	11:50～13:00
防火管理に係る消防計画	13:00～15:00
効果測定	15:10～16:10
修了証交付、事務連絡等	16:10～16:20

※ 「消防設備点検資格者(特殊・一種・二種)」又は「自衛消防業務講習(新規・追加)修了者」のいずれかの資格を持っている方は、1日目の「防火管理の重要性」及び「防火管理の意義と制度の概要」の受講が免除されます(受講することも可能です。)。お申込みの際、申請してください。

甲種乙種同時新規防火管理講習※両日とも受付は9時30分まで

(1日目)

(2日目)

受 付	09:00～09:30
オリエンテーション	09:30～09:40
防火管理の意義と制度の概要①	09:40～10:40
火気管理① ※	10:50～11:50
昼休憩	11:50～13:00
施設及び設備の維持管理①	13:00～14:00
防火管理に係る消防訓練及び教育①	14:10～15:10
防火管理に係る消防計画①	15:20～16:40
事務連絡等	16:40～16:50

・乙種のみの方は1日目で修了証交付

※甲種の方で一部免除の方は、両日とも10時40分から10時50分の間に受付。乙種の方は、一部免除はありません。

受 付	09:00～09:30
オリエンテーション	09:30～09:40
防火管理の意義と制度の概要②	09:40～10:40
火気管理② ※	10:50～11:50
昼休憩	11:50～13:00
施設及び設備の維持管理②	13:00～13:30
防火管理に係る消防訓練及び教育②	13:40～14:40
防火管理に係る消防計画②	14:50～15:30
効果測定	15:40～16:40
修了証交付・事務連絡等	16:40～16:50

甲種防火管理再講習

※受付は9時30分まで

受 付	09:00～09:30
オリエンテーション	09:30～09:40
防火管理に関する 消防法令等の改正概要	09:40～10:40
火災事例に基づく防火管理対策	10:50～11:50
修了証交付、事務連絡等	11:50～12:00

※甲種防火管理再講習については、一部免除はありません。

8 その他(1) 持参していただく物：受講票、顔写真付き本人確認書類等、筆記用具、受講料、昼食

(2) テキストは、当日、会場で配付します。

(3) 駐車場は、消防本部（消防署）の南側隣接地駐車場です。

(4) 駐車場と会場の行き来については、訓練場を通らないようお願いします。

(5) 防火管理講習を受講する必要がある方の例（※詳細はお問い合わせください。）

○ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あった方

○ 必要な学識経験を有すると認められる方

1 労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された方

2 防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方

3 危険物保安監督者として選任された方で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている方

4 鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者又は保安統括者として選任された方

5 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあった方

6 警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった方

7 建築主事又は一級建築士の資格を有する方で、一年以上防火管理の実務経験を有する方

8 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった方

(6) 各講習における遅刻及び早退については、修了証を交付できません。

(7) 講習をキャンセルされる方は、必ず消防本部予防課へ連絡ください。

お問い合わせ先

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 予防課 TEL 0 1 7 8 - 4 4 - 2 1 3 3